

# 単品スライド条項運用マニュアル（暫定版）

## 〔港湾工事編〕について

（平成20年7月25日 港湾局技術企画課）

### ◎港湾工事編のポイント

#### 1. 第2章 鋼材類

##### ○2-1-1 対象材料の考え方（p8）

対象材料一覧（例）を港湾工事で使用する材料とした。

例）鋼管矢板

鉄鋼2次製品として、ワイヤーロープ、鉄網

港湾資材用の一部として、係船柱や鋼製車止め など

##### ○2-1-2 その他市場単価の扱いなど（p9）

鋼材類を含む市場単価工種（例）を港湾工事で適用している市場単価工種とした。

例）吊鉄筋工、係船柱取付工、車止取付工 など

#### 2. 第3章 燃料油

##### ○3-2-1 対象数量の考え方（p17）

###### ①発注者の設計数量（V）にカウントされている数量

作業船舶の回航・えい航（共通仮設費）に必要な燃料油を対象数量とした。  
その場合の設計数量（V）は、発注者の積算にて設定した作業船舶の種類や規格および航行距離（出発港・到着港）とする。

###### ②発注者の設計数量（V）にカウントされていない数量

・現着単価で設定されている資材として、石材（港湾工事の基礎マウンド等に使用）を対象資材とした。

・石材の運搬に要する燃料について、その数量に係る価格の妥当性を客観的に確認するために、実際に使用した主な作業船舶（ガット船等）の使用燃料（重油A等）は、物価資料による変動分と実購入額により算出した変動分のどちらか安い方を変動額とすることができる。

##### ○3-7-1 各種資材の運搬に係る燃料油の算出例（p23）

作業船舶による海上運搬に係る燃料油について、石材等海上投入渡しの際の対象数量の算出例を追記

例）ガット船による石材の積込・運搬投入